

発議案第7号

4月からの消費税増税の中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月5日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	中 村 健 敏	㊞
	同	皆 川 知 子	㊞
	同	小 林 恵美子	㊞

提案理由

国民の暮らしと日本経済に深刻な事態をもたらすため、国に対し4月からの消費税増税の中止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

4月からの消費税増税の中止を求める意見書

本年4月から消費税率を8%に引き上げることは、国民の暮らしと日本経済に深刻な事態をもたらすのは明らかである。政府は、「国民総生産（GDP）が4期連続でプラス成長」だと誇るが、円安と株高による効果は陰りを見せ、成長率は年率計算で、2013年1～3月期で4.5%、4～6月期は3.6%であったのに対し、7～9月期では1.1%と大幅に低下し、減速傾向にあることは明らかである。しかも、その中身は、勤労者の収入が減り続けているもとの、GDPを辛うじて支えているのは、消費税増税前の駆け込み需要と国の補正予算での公共投資によるもので、「もう限界だ」と言われている。

このような状況で、予定どおり消費税率を引き上げれば、国民は消費税増税で8兆円、社会保障費の負担増・給付減と合わせて10兆円の負担増となり、暮らしに重大な打撃を受けることになる。その一方で、大企業に対しては、復興特別法人税を前倒しして廃止するのを初め、法人税率引き下げ、「国土強靱化」名目での巨大公共事業ばらまき、今後5年間で約24兆6,700億円投入予定の軍事費など、これまで政府が、増税の理由としてきた「社会保障制度のため」、「財政再建のため」などの論拠を完全に投げ捨てるものであり、不当と言わざるを得ない。現在の経済・財政・社会保障制度の危機を打開するには、第一に逆進性が高い消費税に頼らず、税金の無駄・不要不急の歳出削減、応能負担を原則とする税制改革を実施すること、第二に大企業の270兆円もの内部留保を、雇用改善・賃金引き上げ・社会保障充実、下請け単価引き上げなどに活用し、国内の需要拡大と経済活性化を図ることが必要である。

よって、本市議会は国に対し、4月からの消費税増税の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

財務大臣様